

与党、平成18年度税制改正大綱を決定

与党（自由民主党、公明党）は、昨15日、「平成18年度税制改正大綱」を決定、公表した。

大綱は、今回の改正への取り組みについて、「新しい時代の架け橋となるもの」という認識の下に、定率減税を18年（度）分限りで廃止する一方、「国民生活における安心・安全の確保、企業の国際競争力の強化や中小企業の経営の活性化、地方分権の推進等の視点を踏まえて」国・地方を通じる個人所得課税制度の再構築（税源移譲）、産業競争力のための情報基盤強化税制の創設や中小企業税制の見直し、さらには家屋の耐震改修費の10%税額控除や地震保険料控除の創設などきめ細かい税制改正を打ち出している。

なお、注目の消費税については、「平成19年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでいく」と述べるにとどまっている。

平成18年度税制改正大綱のポイントは、次のとおりである。

※ 平成18年度税制改正大綱（自由民主党）の全文は、別途、掲載してあります。

I 平成18年度税制改正の主要項目と基本的考え方

1 国・地方を通ずる個人所得課税（税源移譲等）

- 「三位一体改革」の一環として、所得税から個人住民税への恒久措置として、3兆円規模の本格的な税源移譲を実施する。
その際、全ての納税者の負担が増えないように配慮するとともに、所得税及び個人住民税の役割分担の明確化を図る。
- 具体的には、所得税においては所得再分配機能、個人住民税においては応益性や偏在度の縮小といった観点を重視し、個人住民税の所得割の10%比例税率化を初めとした個人所得課税の税率構造の改革を行う。
- この税源移譲は、平成19年分の所得税及び平成19年度分の個人住民税から適用し、平成18年度においては、暫定的措置として、税源移譲額の全額を所得譲与税によって措置する。
- 税源移譲に伴い住宅ローン減税により控除される税額が減少する者については、税源移譲の前後で税負担の変動が生ずることのないよう、平成18年までに入居した者に係る平成20年度以降の個人住民税において所要の減額措置を講ずる。
- 平成16年度及び17年度の与党税制改正大綱の考え方に沿って、定率減税を廃止する。

2 安心・安全への配慮

- 災害に強い国づくりを推進するとの観点から、いわゆる新耐震基準を満たさない住宅の自発的な耐震改修をより効果的に促進するため、所得税におけ

る耐震改修税額控除制度及び固定資産税における減額制度を創設する。

- 地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図るとの観点から、地震保険料控除を創設する。

- アスベスト廃棄物の安全な処理を促進するための税制上の措置を講ずる。

3 産業競争力・経済活性化の促進

(1) 研究開発税制・情報基盤強化税制等

研究開発税制について試験研究費の増加に向けたインセンティブ効果を高めるための改正を行うとともに、産業競争力のための情報基盤強化税制を創設する。

これらの措置を期限を区切って集中・重点的に講ずることにより新たな成長に向けた基盤の強化に取り組む。また、経営者のたゆまぬ努力を促す観点から、透明性・適正性を備えた業績連動型役員報酬の損金算入を可能とする。

(2) 中小企業・ベンチャー支援

- 中小企業技術基盤強化税制について、イノベーションを支える試験研究活動の拡大のための改正を行うとともに、中小企業の生産性の向上のために中小企業投資促進税制の対象にソフトウェア等を追加する。

- 中小企業の財務基盤の強化を図る観点から、同族会社の留保金課税制度のあり方を抜本的に見直す。

- 交際費課税の範囲の明確化や非上場株式の物納要件の緩和を行うほか、少額減価償却資産の即時償却の特例について、必要な見直しを行った上で適用期限を延長する。

4 土地・住宅税制

(1) 土地流通課税等

- 土地の更なる流動化を促進し、土地取引の活性化を図るため、土地の売買等に係る登録免許税について期限を区切って軽減するとともに、不動産取得税について土地等の取得に係る税率の特例措置の適用期限を延長する。

- 住宅投資を促進する観点から、住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例について適用期限を延長する。

(2) 固定資産税

- 平成18年度から平成20年度までの土地に係る固定資産税の税負担の調整措置に関して、納税者に分かりやすい簡素な制度に見直しを図ることとし、負担水準が低い宅地について、課税の公平の観点から、均衡化を一層促進する措置を講ずる。

- 商業地等の宅地に係る課税標準額の上限を維持するとともに、地方公共団体の条例による減額制度を継続する。

5 国際課税

- 日英・日印租税条約の基本合意を受けた所要の国内法制の整備を行う。

- 非永住者制度や過少資本税制の適正化、租税条約の情報交換規定に基づく情報収集手段の拡充などの措置を講ずる。

6 酒税制度

- 真に高品質・低価格の商品開発を目指した公正な競争を促進し、経済活動に対する税制の中立性を確保する観点から、酒類の分類を大幅に簡素化して4種類とするとともに、税率について所要の調整を行う。

7 円滑な申告納税のための環境整備

- 相続税の物納制度については、物納許可基準の明確化や手続の迅速化・明

確化等の観点から、抜本的な見直しを行う。

- 給与の源泉徴収票等の税務上の民・民間書面について、近年のIT化の状況等を踏まえ、納税者等の利便性の向上を図る観点から、電子的交付を可能とする。
- 公示制度について、本来の制度目的とは異なる用途に使われている等との指摘を踏まえ、廃止する。

以上のとおり、我々は、少子・長寿化、グローバル化や情報化の進展といった経済社会の変化に適切に対応するため、税制面でも幅広い制度改革を果敢に実行することを目指していく。あわせて、これを円滑かつ公平に執行するため、税務の執行体制の充実を図る。

II 平成18年度税制改正の具体的内容

一 国・地方を通ずる個人所得課税（税源移譲等）

1 税源移譲

(1) 所得税

- ① 所得税の税率構造を次のように改める。

現	行	改 正 案	
[課税所得]	[税率]	[課税所得]	[税率]
330万円以下の金額	10%	195万円以下の金額	5%
900万円以下の金額	20%	330万円以下の金額	10%
1,800万円以下の金額	30%	695万円以下の金額	20%
1,800万円超の金額	37%	900万円以下の金額	23%
		1,800万円以下の金額	33%
		1,800万円超の金額	40%

(注) 上記の改正は、平成19年分以後の所得税について適用する。

- ② 給与等に係る税額表の見直しを行うとともに、特定公的年金等に係る源泉徴収税率を5%（現行10%）に引き下げる。

(注) 上記の改正は、平成19年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等について適用する。

(2) 個人住民税

- ① 個人住民税の税率構造を次のように改める。

現	行	改 正 案	
[課税所得]	[標準税率]	[課税所得]	[標準税率]
200万円以下の金額	5%		
700万円以下の金額	10%	一律	10%
700万円超の金額	13%		

(注) 上記の改正は、平成19年度分以後の個人住民税について適用する。

- ② 人的控除額の差に基づく負担増の減額措置

所得税と個人住民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税所得割額から次の額を減額する。

イ 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の者

(イ) と (ロ) のいずれか小さい額の5%

(イ) 人的控除額の差の合計額

(ロ) 個人住民税の課税所得金額

ロ 個人住民税の課税所得金額が200万円超の者

{人的控除額の差の合計額－(個人住民税の課税所得金額－200万円)}

の5%

ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

(注)上記の改正は、平成19年度分以後の個人住民税について適用する。

③ 分離課税等に係る個人住民税の税率割合等

分離課税等に係る都道府県分と市町村分の税率割合等を、税源移譲後の道府県民税(4%)と市町村民税(6%)の割合に合わせ、次のように改める。

(次のよう 略)

④ 税源移譲に伴う所要の措置

イ 累進税率を前提とした規定である山林所得の5分5乗課税並びに変動所得及び臨時所得の平均課税を廃止する。

(注)上記の改正は、平成19年度分以後の個人住民税について適用する。

ロ 平成19年分以降の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用がある者(平成11年から平成18年までに入居した者に限る。)のうち、当該年分の住宅借入金等特別税額控除額と当該年分の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額に税源移譲のための改正前の税率を適用した場合の所得税額(住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。)のいずれか小さい金額から当該年分の所得税額(住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額とする。)を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、当該控除した残額に相当する額を減額する。

(3) 平成18年度の所得譲与税

平成18年度の所得譲与税3兆94億円については、税源移譲後の道府県民税所得割、市町村民税所得割の税率を踏まえ、都道府県へ2兆1,794億円、市町村(特別区を含む。)へ8,300億円をそれぞれ以下のとおり譲与する。

(以下のとおり 略)

2 定率減税の廃止等

(1) 定率減税は、所得税については平成18年分、個人住民税については平成18年度分をもって廃止する。

(2) 上記(1)の定率減税の廃止に伴い居住者の予定納税基準額の計算の特例及び確定申告書の提出の特例については平成18年分をもって、居住者の給与等又は公的年金等に係る源泉徴収の特例及び居住者の年末調整の特例については平成18年12月31日をもって廃止するとともに、税源移譲に伴い最高税率の特例を廃止し、特定扶養親族に係る扶養控除の額の加算の特例並びに法人税率の特例及び法人事業税率の特例を本則制度とする。

二 安心・安全への配慮

(国税)

1 地震保険料控除の創設

損害保険料控除を改組し、次のとおり地震保険料控除を創設する。

(1) 居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基因して保険金又は共済金が支払われる地震保険契約に係る地震等相当部分の保険料又は掛金(以下「保険料等」という。)の全額をその年分の総所得金額等から控除する

(最高5万円)。

- (2) 経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等(上記(1)の適用を受ける保険料等に係るものを除く。)に係る保険料等については、従前の損害保険料控除を適用する(最高1万5千円)。

(注)上記の改正は、平成19年分以後の所得税について適用する。

2 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度の創設

平成18年4月1日から平成20年12月31日までの間に、一定の区域内において、その者の居住の用に供する家屋(昭和56年5月31日以前に建築された家屋で一定のもの)の耐震改修(建築基準法に基づく現行の耐震基準(昭和56年6月1日施行)に適合させるための耐震改修をいう。)をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、当該住宅耐震改修に要した費用の額の10%相当額(最高20万円)を控除する。

- 3 建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、青色申告書を提出する事業者が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に、特定建築物について同法の認定計画に基づく耐震改修工事が行われる場合において、その特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないときは、その工事に伴って取得等をされる建物の部分について10%の特別償却ができる措置を講ずる。

- 4 公害防止用設備の特別償却制度について、アスベスト対策として、アスベスト廃棄物処理用設備を加える。

(地方税)

1 地震保険料控除の創設

所得税と同様、損害保険料控除を改組し、地震保険料控除(控除限度額2万5千円)を創設する。

(注)上記の改正は、平成20年度分以後の個人住民税について適用する。

- 2 既存住宅を耐震改修した場合の当該住宅に係る固定資産税について、次のとおり税額を減額する措置を講ずる。

(1) 昭和57年1月1日以前から存していた住宅について、平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に、建築基準法に基づく現行の耐震基準(昭和56年6月1日施行)に適合させるよう一定の改修工事(1戸当たり工事費30万円以上のものに限る。)を施した場合において、その旨を市町村に申告したものに限り、当該住宅に係る固定資産税の税額を2分の1減額する。

(2) 減額の対象は、1戸当たり120平方メートル相当分までとする。

三 産業競争力・経済活性化の促進

<研究開発税制・情報基盤強化税制等>

- 1 試験研究費に係る税額控除制度について、次のとおり見直しを行う。

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、増加試験研究費の税額控除制度を統合し、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費のうち比較試験研究費を上回る部分の税額控除率につき5%を加える措置を2年間の時限措置として講ずる。

(2) 中小企業技術基盤強化税制について、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費のうち比較試験研究費を上回る部分の税額控除率につき5%を加える措置を2年間の時限措置として講ずる。

- (3) 特別共同試験研究費の範囲に、希少疾病用医薬品及び希少疾病用医療機器に関する試験研究費を加える。
- 2 産業競争力のための情報基盤強化税制の創設
青色申告書を提出する事業者が、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に、産業競争力の向上に資する設備等であって情報セキュリティ対策に対応したものの取得等をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、その設備等の基準取得価額の10%相当額の税額控除と50%相当額の特別償却との選択適用ができる制度を2年間の時限措置として創設する。
また、資本金1億円以下の法人については、一定のリース資産の賃借をして、これを国内にある事業の用に供した場合には、基準リース費用の総額の60%相当額について10%相当額の税額控除ができることとする。ただし、当期の法人税額の20%相当額を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとする。
- 3 法人がその役員に対して支給する利益を基礎として算定される給与のうち、非同族法人が業務を執行する役員に対して支給する給与で、当該事業年度において損金経理をしていること、算定方法につき報酬委員会における決定等の適正な手続が執られており、かつ、有価証券報告書等で開示されていることその他の一定の要件を満たすものの額は、原則として、損金の額に算入する。

<中小企業・ベンチャー支援>

(国税)

- 1 中小企業技術基盤強化税制について、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費のうち比較試験研究費を上回る部分の税額控除率につき5%を加える措置を2年間の時限措置として講ずる。(再掲)
- 2 同族会社の留保金課税制度について、次の見直しを行う。
- (1) 留保金課税の対象となる同族会社であるかどうかの判定について、3株主グループによる判定から1株主グループによる判定とする。
- (2) 留保控除額を次に掲げる金額のうち最も多い金額とする。
- ① 所得等の金額の40% (中小法人 (資本金の金額が1億円以下の法人をいう。④において同じ。)) にあっては、50%) に相当する金額
 - ② 年2,000万円
 - ③ 利益積立金額が資本の金額の25%に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額
 - ④ 中小法人において自己資本比率 (自己資本 (同族関係者からの借入金を含む。) / 総資産) が30%に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額
- (3) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の経営革新計画の承認を受けた中小企業者がその計画に従って経営革新のための事業を実施している各事業年度 (平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度に限る。) について、留保金課税を不適用とする措置を講ずる。
- 3 交際費等の損金不算入制度について、損金不算入となる交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下の一定の飲食費を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 4 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、

その事業年度に取得等をした少額減価償却資産の取得価額の合計額が300万円を超える場合には、その超える部分に係る減価償却資産を対象から除外したうえ、その適用期限を2年延長する。

- 5 中小企業投資促進税制について、対象資産に一定のソフトウェア及びデジタル複合機を加えるとともに、対象資産から電子計算機以外の器具備品を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。
- 6 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の創業5年以内の中小企業者の適用除外措置を2年延長する。

(地方税)

中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置について、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度において、課税標準となる法人税額から控除する額に、試験研究費のうち比較試験研究費を上回る部分の額の5%を加える措置を2年間の時限措置として講ずる。

四 土地・住宅税制

(国税)

- 1 平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間の措置として、土地に関する次の登記に対する登録免許税の税率を、それぞれ次のとおり軽減する。
 - (1) 売買による所有権の移転登記1,000分の10(本則1,000分の20)
 - (2) 所有権の信託の登記1,000分の2(本則1,000分の4)
- 2 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、誘致区域の外から内への買換えのうち、工場立地法に係る措置、都市計画区域内の造成団地に係る措置、旧環境事業団法に係る措置、独立行政法人空港周辺整備機構が空港周辺整備計画に従って整備した土地の区域に係る措置及び土地改良事業のうち埋立地又は干拓地以外の農用地の造成に係る措置を適用対象から除外する等所要の見直しを行ったうえ、その適用期限を5年延長する。
- 3 住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例の適用期限を2年延長する。
- 4 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- 5 優良賃貸住宅等の割増償却制度について、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に改正後の中心市街地の活性化に関する法律(仮称)の認定を受けた基本計画に基づく中心市街地共同住宅整備事業(仮称)により建設される一定の優良な賃貸住宅の取得等をした場合には、5年間36%(耐用年数が35年以上のものについては、50%)の割増償却ができる措置を追加するとともに、対象となる賃貸住宅から特定優良賃貸住宅を除外する。

(地方税)

- 1 土地に係る固定資産税の税負担の調整措置

平成18年度から平成20年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置について、次のとおりとする。

 - (1) 商業地等
 - イ 負担水準が70%を超える商業地等については、当該年度の評価額の70%を課税標準額とする。
 - ロ 負担水準が60%以上70%以下の商業地等については、前年度の課税標準額を据え置く。
 - ハ 負担水準が60%未満の商業地等については、前年度の課税標準額に当

該年度の評価額の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。

- ニ 商業地等の固定資産税については、課税標準額の法定上限である70%の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、当該年度の評価額の60%から70%の範囲で条例で定める割合により算定される税額まで、一律に減額することができる措置を継続する。

(2) 住宅用地

イ 負担水準が80%以上の住宅用地については、前年度の課税標準額を据え置く。

ロ 負担水準が80%未満の住宅用地については、前年度の課税標準額に、当該年度の評価額に住宅用地特例率（6分の1又は3分の1）を乗じて得た額（以下「本則課税標準額」という。）の5%を加えた額を課税標準額とする。ただし、当該額が、本則課税標準額の80%を上回る場合には80%相当額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合には20%相当額とする。

（注）著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置は廃止する。

(3) 農地

一般農地及び一般市街化区域農地に対する固定資産税の負担調整措置は、現行と同様とする。

特定市街化区域農地については、従来どおり一般住宅用地と同様の取扱いとする。

2 不動産取得税の標準税率の特例措置

不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%としている特例措置について、次のとおりとする。

- (1) 住宅及び住宅用地に係る特例措置を平成21年3月31日まで延長する。
 - (2) 商業地等の住宅用地以外の土地に係る特例措置を平成21年3月31日まで延長する。
 - (3) 店舗、事務所等の住宅以外の家屋に係る特例措置を廃止する。ただし、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの2年間に限り、標準税率を3.5%とする経過措置を講ずる。
- 3 宅地及び宅地比準土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置について、平成21年3月31日まで延長する。
- 4 新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額措置（床面積の2倍（200平方メートルを限度）相当額の減額）について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を2年延長する。
- 5 不動産取得税について、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を2年延長する。
- 6 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。

五 国際課税

- 1 非永住者制度の対象者を、居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年間のうち5年以下の期間国内に住所又は居所を有する個人とする。

（注）上記の改正は、平成18年4月1日以後の非永住者の判定について適用する。

- 2 条約相手国から犯則事件の調査に必要な情報提供の要請があった場合に、わが国に課税利益がない場合も含め、任意調査を行うことができることとする。また、あわせて、司法審査を経た上で、強制調査を行うことができることとする。
- 3 国外関連者との取引に係る課税の特例（いわゆる移転価格税制）について、現行の独立企業間価格の算定方法に合わせ、独立企業間価格の算定に必要な帳簿書類の提出がない場合の推定課税における独立企業間価格の算定方法に、次のものを加える。
 - (1) 類似の事業を営む法人の当該事業に係る営業利益率を基に算定する方法（取引単位営業利益法に対応する方法）
 - (2) 国外関連取引に係る事業に係る連結利益を調査対象法人と国外関連者との間で分割して算定する方法（利益分割法に対応する方法）（注）上記の改正は、平成18年4月1日以後に開始する事業年度の所得について更正又は決定をする場合に適用する。
- 4 租税条約を実施するため、次の措置を講ずる。
 - (1) わが国の居住者等が条約相手国との間で課税上の取扱いの異なる事業体（以下「事業体」という。）を通じて支払を受ける配当等につき、所得税に加えて住民税も対象とする租税条約の適用がある場合における所得税と住民税との配分のために必要な規定の整備を行う。また、住民税について、わが国の居住者等が事業体を通じて支払を受ける配当等の課税の取扱いを明確化するための措置を講ずる。
 - (2) 基本合意された日英租税条約に特典条項が設けられることに伴う規定の整備を行う。
 - (3) 外国の芸能法人等に対する租税条約の免税手続及び特典条項のある租税条約に定められた適格性に関する権限ある当局の認定手続の規定の整備を行う。
 - (4) わが国の居住者又はわが国に恒久的施設を有する第三国の居住者が、事業体を通じて支払を受ける配当につき租税条約の特典を受けた場合における申告不要制度の適用に関する規定の整備を行う。

六 酒税・たばこ税

〔酒税〕

- 1 分類の簡素化
酒類を「発泡性酒類」、「醸造酒類」、「蒸留酒類」及び「混成酒類」の4種類に分類する。
（注）分類の名称は、全て仮称である。
- 2 税率の見直し
酒税の税率を次のとおりとする。
 - (1) 発泡性酒類 220,000 円／kl
 - ① 発泡酒（麦芽比率25%以上50%未満でアルコール分10度未満）
178,125円／kl
 - ② 発泡酒（麦芽比率25%未満でアルコール分10度未満） 134,250円／kl
 - ③ その他の発泡性酒類（ホップ等を原料としたもの（以下のものを除く。）
を除く。） 80,000円／kl
（以下のもの 略）
 - (2) 醸造酒類 140,000 円／kl

- ① 清酒 120,000 円/kl
 - ② 果実酒 80,000 円/kl
 - (3) 蒸留酒類 20 度 200,000 円/kl (1 度当たりの加算額10,000 円/kl)
 - h ウイスキー、ブランデー及びスピリッツ 37度 370,000 円/kl
(1 度当たりの加算額10,000 円/kl)
 - (4) 混成酒類 20 度 220,000 円/kl (1 度当たりの加算額11,000 円/kl)
 - ① リキュール及び甘味果実酒 12 度 120,000 円/kl (1 度当たりの加算額10,000 円/kl)
 - ② 合成清酒 100,000 円/kl
 - ③ みりん及び雑酒 (みりん類似) 20,000 円/kl
 - ④ 粉末酒 390,000 円/kl
- 3 実施時期
以上の改正は、平成18年5月1日から実施する。

[たばこ税]

国と地方のたばこ税の税率を次のように引き上げる。

(1) 税率

① 旧3級品以外の製造たばこ

		現行	改正案
国のたばこ税	1,000 本につき	3,126 円	3,552 円
地方のたばこ税	1,000 本につき	3,946 円	4,372 円
合計	1,000 本につき	7,072 円	7,924 円

② 旧3級品の製造たばこ

		現行	改正案
国のたばこ税	1,000 本につき	1,484 円	1,686 円
地方のたばこ税	1,000 本につき	1,873 円	2,075 円
合計	1,000 本につき	3,357 円	3,761 円

(注) 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう。

(2) 実施時期

平成18年7月1日から実施する。

七 円滑な申告納税のための環境整備

(国税)

1 物納制度の改正

相続税の物納制度について、手続の明確化・迅速化等の観点から次の見直しを行う。

(1) 物納不適格財産の明確化等

- ① 抵当権が設定されている不動産、境界が不明確な土地等の一定の財産を物納不適格財産 (管理又は処分をするのに不適格な財産) として定め、その範囲の明確化を図る。
- ② 市街化調整区域内の土地、接道条件を充足していない土地 (いわゆる無道路地) 等の一定の財産を物納劣後財産 (他に物納適格財産がない場合に限り物納を認める財産) として定め、その範囲の明確化を図る。
- ③ 物納申請された財産が物納不適格財産に該当する場合、又は物納劣後財産に該当する場合であって他に物納適格財産を有するときは、税務署

長は当該物納申請を却下する。

この場合において、申請者は、当該却下の日から20日以内に、一度に限り物納の再申請をすることができることとする。

(2) 物納手続の明確化

物納財産を国が収納するために必要な書類として、物納財産の種類に応じ、登記事項証明書、測量図、境界確認書、要請により有価証券届出書等を提出する旨の確約書等一定の書類を定めるなど物納手続の明確化のための所要の措置を講ずる。

(3) 物納申請の許可に係る審査期間の法定等

物納申請の許可又は却下の処分は物納申請期限から3ヶ月以内に行うことその他物納審査期間及びその延長の手続等について明確にする措置を講ずる。

(4) 物納申請を却下された者の延納の申請

物納の許可を申請した者について、延納による納付が可能であることから物納申請の全部又は一部が却下された場合には、20日以内に延納の申請を行うことができることとする。

(5) 延納中の物納の選択

相続税を延納中の者が、資力の状況の変化等により延納による納付が困難となった場合には、申告期限から10年以内に限り、延納税額からその納期限の到来した分納税額を控除した残額を限度として、物納を選択することができる制度を創設する。

この場合における物納財産の収納価額は、その物納に係る申請時の価額とする。ただし、税務署長は、収納の時までにその物納財産の状況に著しい変化を生じたときは、収納時の現況によりその物納財産の収納価額を定めることができることとする。

(6) その他所要の措置

- ① 金銭又は延納による納付困難要件について、その判定方法の明確化を図る。
- ② 物納財産の性質、形状、その他の特徴により、金銭による納付を困難とする金額を超える金額の物納財産を収納することについてやむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長は、当該財産の物納を許可することができることとする。
- ③ 物納により納付が完了されるまでの間について利子税の負担を求める。ただし、審査事務に要する期間については、利子税を免除する。

(注) 上記の改正は、平成18年4月1日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用する。

2 所得税、相続税、贈与税、法人税及び地価税の申告書に係る公示制度を廃止する。

(注) 上記の改正は、平成18年4月1日以後に公示する場合について適用する。

3 給与の源泉徴収票等の電子交付

- (1) 給与等の支払をする者又は証券業者等は、給与等の支払を受ける者又は特定口座を開設している居住者等の承諾等一定の要件の下、書面による給与所得の源泉徴収票若しくは給与等の支払明細書又は特定口座年間取引報告書（以下「給与の源泉徴収票等」という。）の交付に代えて、給与の源泉徴収票等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

この場合において、当該給与等の支払をする者又は証券業者等は、給与の源泉徴収票等を交付したものとみなす。

(2) 上記(1)の場合において、給与等の支払を受ける者又は特定口座を開設している居住者等の請求があるときは、給与等の支払をする者又は証券業者等は書面により給与の源泉徴収票等を交付しなければならない。

(3) 上記(2)の給与の源泉徴収票等の交付については、罰則等所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成19年1月1日以後に交付する給与の源泉徴収票等について適用する。

4 郵送等に係る書類の提出時期について、後続の手續に影響を及ぼすおそれのない書類として国税庁長官が定めるものが郵便等により提出された場合には、その郵便物等の通信日付印により表示された日にその提出がされたものとみなす。

(注) 上記の改正は、平成18年4月1日以後に郵便等により提出される書類について適用する。

5 調査があったことにより決定があるべきことを予知して提出されたものでない期限後申告書に係る無申告加算税について、その申告書が法定申告期限から2週間以内に提出され、かつ、その申告書に係る納付すべき税額的全額が法定納期限までに納付されている等の期限内申告書を提出する意思があったと認められる一定の場合には、無申告加算税を課さない。

(注) 上記の改正は、平成19年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

6 調査があったことにより納税の告知があるべきことを予知して納付されたものでない法定納期限後に納付された源泉徴収による国税に係る不納付加算税について、法定納期限から1月以内に納付され、かつ、その納付前1年間法定納期限後に納付されたことがない等の法定納期限までに納付する意思があったと認められる一定の場合には、不納付加算税を課さない。

(注) 上記の改正は、平成19年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用する。

7 無申告加算税の割合(現行15%)について、納付すべき税額が50万円を超える部分に対する割合を20%に引き上げる。

(注) 上記の改正は、平成19年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

8 更正の請求について、申告等に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る国税庁長官の法令の解釈が変更され、その解釈が公表されたことにより、その課税標準等又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなったことを知った場合には、その日の翌日から2月以内に更正の請求をすることができることとする。

(注) 上記の改正は、平成18年4月1日以後に国税庁長官が法令の解釈を変更したことを公表したことによるものから適用する。

9 官公署等への協力要請について、徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、その調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができることとする。

(地方税) 略

八 農林漁業対策

- 山林所得の概算経費控除の控除率を50%（現行45%）に引き上げる。

九 環境対策

- 1 バイオマスの活用を促進するため、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び再商品化設備等の特別償却制度の対象設備にバイオマス利活用設備を加える。
- 2 エネルギー需給構造改革推進投資促進税制について、対象設備の見直しを行ったうえ、その適用期限を2年延長する。
- 3 公害防止用設備の特別償却制度について、対象設備からばい煙処理用設備、家畜排せつ物処理・保管用施設及び特定フロン等破壊等設備を除外したうえ、その適用期限を1年又は2年延長する。
- 4 再商品化設備等の特別償却制度について、生物資源利用製品製造設備の追加及び再生資源利用製品製造設備の除外を含む対象設備の見直し等を行ったうえ、その適用期限を2年延長する。

十 その他の政策税制

（国税）

- 1 平成15年度税制改正において講じた次の措置は、所要の措置を講じたうえ、適用期限の到来をもって廃止する。
 - ・ 研究開発税制における税額控除制度の税額控除率の上乗せ措置
 - ・ 開発研究用設備の特別償却制度
 - ・ IT投資促進税制
 - ・ 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度
 - ・ 不動産登記に係る登録免許税の税率の特例
- 2 交際費等の損金不算入制度について、損金不算入となる交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下の一定の飲食費を除外したうえ、その適用期限を2年延長する。（再掲）

十一 その他

（国税）

- 1 寄付金控除の適用下限額を5千円（現行1万円）に引き下げる。
- 2 認定NPO法人制度の認定要件等について、次のとおり見直しを行う。
 - （1）いわゆるパブリック・サポート・テスト（総収入金額のうち寄附金総額の占める割合が3分の1以上（特例5分の1以上）であること）について、次のとおり見直しを行ったうえ、5分の1以上とする特例の適用期限を2年延長する。
（次のとおり 略）
 - （2） その他所要の整備を行う。
- 3 会社法の制定等に伴い、所得税、法人税等について、次のとおり整備する。
 - （1） 配当等関係
 - ① 剰余金の配当については、その原資の区分に応じ、現行制度と同様に、配当と資本の払戻しとして取り扱うものとする。
（注）上記の改正は、会社法の施行の日以後に行われる剰余金の配当について適用する。
 - ② 種類株式を発行する法人が自己の株式の取得等を行った場合における

みなし配当の額の計算の基礎とする当該法人の資本等の金額は、その株式の種類ごとに区分された資本等の金額とする。

(注) 上記の改正は、平成18年4月1日以後に行われる自己の株式の取得等について適用するとともに、同日前に種類株式を発行している法人の資本等の金額の区分について所要の経過措置を講ずる。

(2) 株式等に関する取引関係

- ① 株主が受けた株式無償割当て及び新株予約権無償割当てについては、原則として、課税関係が生じないものとする。

(注) 上記の改正は、会社法の施行の日以後に行われる株式無償割当て等について適用する。

- ② 株主が、取得請求権付株式等の請求権の行使等により、当該株式を発行法人に移転し、発行法人の株式のみの交付を受けた場合には、原則として、その移転による譲渡損益の計上を繰り延べる。

(注) 上記の改正は、会社法の施行の日以後に行われる取得請求権付株式等の請求権の行使等による当該株式の移転について適用する。

- ③ 法人が自己の株式を取得した場合には、資産に計上せず、その取得の時に資本等の金額を減少させることとする。

(注) 上記の改正は、平成18年4月1日以後に取得される自己の株式について適用するとともに、同日において有する自己の株式について所要の経過措置を講ずる。

- ④ 株式の発行等により増加するその発行等をした法人の資本等の金額は、払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額とする。

(注) 上記の改正は、会社法の施行の日以後に発行の決議等がされる株式の発行等について適用する。

- ⑤ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度について、更生手続開始の決定等があった場合における対象となる事由に、自己に対する債権の現物出資を受けたこと等に伴いその債権に係る債務の消滅益が計上される場合を追加する。

- ⑥ 特定の株主に対して行う株式無償割当て及び新株予約権無償割当てに係る権利行使に関する調書制度等を整備する。

(注) 上記の改正は、会社法の施行の日以後に行われる株式無償割当て等により提出する調書について適用する。

- ⑦ 特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例制度について、次の措置を講ずる。

イ 適用対象者の範囲に、執行役を加える。

ロ 特定新株予約権等の付与に関する調書及び特定株式又は承継特定株式の異動状況に関する調書について、光ディスク等による提出の特例及び罰則等所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、会社法の施行の日から適用する。

(3) その他

- ① 同族会社の判定の基準に議決権等を加える。

- ② 役員に会計参与を加えるほか、会社法の制定等に伴うその他の所要の規定の整備を行う。

8 組織再編税制について、次の見直しを行う。

- (1) 株式交換及び株式移転に係る税制について、次のとおり見直しを行ったうえ、本則の制度とする。

- ① 株式交換（株式移転を含む。②において同じ。）に係る完全子法人の株主は、その完全親法人の株式以外の資産の交付を受けていない場合には、その完全子法人の株式の譲渡損益の計上を繰り延べる。
 - ② 企業グループ内の株式交換及び共同事業を営むための株式交換のいずれにも該当しない株式交換が行われた場合には、その完全子法人が有する資産（固定資産、土地等、有価証券、金銭債権及び繰延資産（これらの資産のうちその含み損益が資本等の金額の2分の1又は1,000万円のいずれか少ない金額に満たないものを除く。）とする。）について、時価評価により評価損益の計上等を行う。
 - ③ 連結納税の開始等に伴う時価評価について、株式交換に係る適用除外法人を、その完全子法人のうち上記②の適用を受けないものに緩和する。
 - ④ 連結納税制度において連結欠損金額とみなされる欠損金額から、企業グループ内の株式移転及び共同事業を営むための株式移転のいずれにも該当しない株式移転に係る完全子法人の当該株式移転の日の属する事業年度前において生じた欠損金額を除くこととする。
（注）上記の改正は、平成18年10月1日以後に行われる株式交換及び株式移転について適用する。
- (2) 非適格合併等により資産等の移転を受けた場合には、その非適格合併等に伴って引き継いだ従業員の退職給与に係る債務に相当する金額等を負債に計上するほか、その資産及び負債の純資産価額とその移転の対価の額との差額を資産又は負債に計上し、これらの内容に応じた処理を行うものとする。
（注）上記の改正は、会社法の施行の日以後に行われる非適格合併等について適用する。
- (3) 分割型分割の範囲等について、所要の整備を行う。
- 9 法人の支給する役員給与について、次の見直しを行う。
- (1) 同族会社の業務を主宰する役員及びその同族関係者等が発行済株式の総数の90%以上の数の株式を有し、かつ、常務に従事する役員を過半数を占める場合等には、当該業務を主宰する役員に対して支給する給与のうち給与所得控除に相当する部分として計算される金額は、損金の額に算入しない。ただし、当該同族会社の所得等の金額（所得の金額と所得の金額の計算上損金の額に算入された当該給与の額の合計額）の直前3年以内に開始する事業年度における平均額が年800万円以下である場合及び当該平均額が年800万円超3,000万円以下であり、かつ、当該平均額に占める当該給与の額の割合が50%以下である場合は、本措置の適用を除外する。
 - (2) 法人がその役員に対して支給する給与のうち、1月以下の期間を単位として定期的に同一の額を支給する給与に加え、次に掲げる給与の額は、原則として、損金の額に算入する。
 - ① 利益を基礎として算定される給与以外の給与のうち、確定した時期において確定した額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与
 - ② 利益を基礎として算定される給与のうち、非同族法人が業務を執行する役員に対して支給する給与で、当該事業年度において損金経理をしていること、算定方法につき報酬委員会における決定等の適正な手続が執られており、かつ、有価証券報告書等で開示されていることその他の一定の要件を満たすもの（再掲）
- 10 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度等について、

次の措置を講ずる。

- (1) 対象となる国庫補助金等の範囲に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法に基づく助成金で高度分析機器開発実用化プロジェクト等に係るものを加える。
 - (2) 固定資産の取得又は改良に係る補助金の交付金化に伴う所要の措置を講ずる。
- 12 欠損法人を利用する租税回避行為を防止するため、欠損法人が、特定の株主等によってその発行済株式の総数の50%を超える数の株式を直接又は間接に保有された場合において、その保有された日から5年以内に、従前から営む事業を廃止し、かつ、その事業規模を大幅に超える事業を開始したこと等一定の事由に該当するときは、その該当する日の属する事業年度前において生じた欠損金額について欠損金の繰越控除制度を適用しないととも、当該事業年度開始の日から3年以内（その保有された日から5年を限度）に生ずる資産の譲渡等損失を損金の額に算入しないこととする。
- (注) 上記の改正は、平成18年4月1日以後にその保有をされた欠損法人について適用する。
- 13 法人が、個人から受ける役務の提供の対価として新株予約権を発行した場合には、その役務の提供に係る費用の額は、特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例制度の適用を受けるものを除き、原則として、その新株予約権が行使された日の属する事業年度の損金の額に算入することとする。
- (注) 上記の改正は、会社法の施行の日以後に発行の決議がされる新株予約権について適用する。
- 14 国際的な要請に対応し、内外の公務員に対する賄賂に係る費用について、必要経費及び損金の額に算入しないことを明確化するとともに、これに伴う所要の整備を行う。
- 15 法人税の確定申告書等の添付書類に、法人の事業等の概況に関する書類を加える。
- 16 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例の適用期限を2年延長する。
- 17 欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度の適用期限を2年延長する。
- 18 障害者の在宅就業を支援する在宅就業支援団体の登録に対する登録免許税の税率を1万5千円とする。
- 20 別紙に掲げる個人の資格又は事業の開始等に係る登録、免許等について、登録免許税の課税対象とするとともに、その他所要の措置を講ずる。(別紙略)
- 21 災害に伴うやむを得ない事情により消費税の簡易課税の選択を変更する必要がある課税期間については、当該災害のやんだ日から2月以内に、簡易課税の選択を変更する必要がある旨の申請書を税務署長に提出し、承認を受けた場合には、その選択の変更を認める等の所要の措置を講ずる。
- 22 入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例措置の適用期限を1年延長する。
- 23 入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例措置の適用期限を1年延長したうえ、その税率を1,000本につき7,000円(現行6,000円)に引き上げる。
- (注) 上記の改正のうち、税率引上げについては、平成18年7月1日から実施する。

以上